

さいたま市消防局訓令第6号

さいたま市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市消防局長 島田 智弘

さいたま市消防職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員の服務に関する規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(消防職員証等) 第8条 職員は、常にその身分を明らかにし、公務の適正な執行を保障するため、 <u>消防職員証（別記様式）</u> 、階級章、名札等を所持しなければならない。 2～7 [略]	(消防職員証等) 第8条 職員は、常にその身分を明らかにし、公務の適正な執行を保障するため、 <u>消防職員証（様式第1号）</u> 、階級章、名札等を所持しなければならない。 2～7 [略]
(私事旅行届) 第27条 職員は、私事のため宿泊を伴う旅行等を行うときは、あらかじめ、 <u>私事旅行等届を所属長に届け出なければならない</u> 。ただし、その暇がないときは、電話、伝言等により所属長に連絡しなければならない。	(私事旅行届) 第27条 職員は、私事のため宿泊を伴う旅行等を行うときは、あらかじめ、 <u>私事旅行等届簿（様式第2号）</u> により所属長に届け出なければならない。ただし、その暇がないときは、電話、伝言等により所属長に連絡しなければならない。
<u>別記様式</u> （第8条関係） [略]	<u>様式第1号</u> （第8条関係） [略]

様式第2号を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。